

議案第 1 1 6 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議決を求める。

平成 2 1 年 6 月 1 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
B 第 1 2 3 号線	13 30	1 80	さいたま市桜区大字 下大久保字本村 7 7 9 番 4 地先	さいたま市桜区大字 下大久保字本村 7 7 9 番 4 地先	
G 第 4 号線	675 50	2 00 ~ 19 80	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 1 番 1 地 先	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 2 1 3 5 番 1 地先	
G 第 5 号線	363 70	1 50 ~ 7 30	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 1 番 2 地 先	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 4 9 5 4 番 7 地先	
G 第 4 0 号線	581 10	3 40 ~ 10 20	さいたま市浦和区上 木崎二丁目 1 5 5 番 3 地先	さいたま市浦和区上 木崎三丁目 2 3 8 番 3 地先	
G 第 4 1 号線	432 20	3 00 ~ 8 00	さいたま市浦和区上 木崎二丁目 1 6 3 番 1 地先	さいたま市浦和区上 木崎二丁目 1 6 番 1 6 地先	
G 第 4 4 号線	345 50	1 00 ~ 8 60	さいたま市浦和区上 木崎三丁目 2 0 0 番 地先	さいたま市浦和区上 木崎三丁目 2 3 5 番 1 地先	
G 第 4 8 号線	132 50	3 60 ~ 3 80	さいたま市浦和区上 木崎二丁目 1 2 0 番 5 地先	さいたま市浦和区上 木崎二丁目 1 1 8 番 5 地先	
G 第 4 9 号線	49 00	1 90	さいたま市浦和区上 木崎二丁目 1 1 4 番 2 1 地先	さいたま市浦和区上 木崎二丁目 1 1 4 番 1 2 地先	
G 第 5 6 号線	342 00	4 00 ~ 5 40	さいたま市浦和区上 木崎二丁目 1 1 4 番 1 1 地先	さいたま市浦和区上 木崎二丁目 2 7 番 1 地先	
G 第 3 9 6 号線	146 10	5 00 ~ 10 50	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 4 9 3 2 番 1 地先	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 4 9 1 8 番 2 地先	
G 第 3 9 8 号線	10 10	2 80	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 4 9 3 1 番 3 地先	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 4 9 3 1 番 3 地先	
G 第 5 3 7 号線	24 80	6 50 ~ 7 00	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 1 番 1 2 地先	さいたま市浦和区上 木崎一丁目 1 番 1 地 先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
20288号線	167 00	2 00 ~ 7 50	さいたま市大宮区北袋町二丁目458番1地先	さいたま市大宮区北袋町二丁目432番1地先	
第9号線	933 50	3 60 ~ 10 30	さいたま市中央区下落合五丁目112番1地先	さいたま市中央区大字下落合字大原1005番地先	
第435号線	353 20	3 60 ~ 4 70	さいたま市中央区下落合三丁目858番6地先	さいたま市中央区下落合三丁目943番地先	
第442号線	323 70	4 20 ~ 5 00	さいたま市中央区下落合三丁目883番1地先	さいたま市中央区下落合三丁目983番地先	
第447号線	205 50	1 70 ~ 3 20	さいたま市中央区大字下落合字大原998番地先	さいたま市中央区大字下落合字大原1005番地先	
第449号線	269 30	1 80 ~ 5 10	さいたま市中央区大字下落合字大原1034番地先	さいたま市中央区大字下落合字大原1005番地先	
G第499号線	142 70	0 90	さいたま市浦和区大原三丁目67番地先	さいたま市浦和区大原三丁目56番地先	
P第528号線	217 38	9 80 ~ 43 52	さいたま市緑区大字下野田字家下726番地先	さいたま市緑区大字大門字宮下3894番2地先	
32222号線	18 30	2 00	さいたま市西区大字宝来字上横手1577番地先	さいたま市西区大字宝来字上横手1576番地先	
41514号線	486 40	5 00 ~ 5 80	さいたま市西区大字飯田字佐知川前170番1地先	さいたま市西区大字西遊馬字金山21番1地先	